

## 孺恋村浄化槽設置事業費補助金

孺恋村では、下水道処理区域外の排水処理対策として令和8年度から個人で設置する浄化槽に対して補助金を交付します。

### ○対象建物

一般住宅（小規模店舗併設住宅の場合は、住宅部分の床面積が1／2以上であること。）

### ○対象区域

下水道処理区域（公共下水道処理区域、農業集落排水処理区域）以外の区域

（※万座地区、バラギ地区を除く。）

### ○補助金額

合併処理浄化槽の設置条件、人槽の区分により次の金額を限度として補助金を交付いたします。

#### ◎合併処理浄化槽設置費補助金限度額

浄化槽人槽区分	新設の場合	転換の場合
5人槽	260,000円	390,000円
7人槽	316,000円	474,000円
10人槽	440,000円	660,000円

**新設**・・・新たに合併処理浄化槽を設置する場合（新築等）

**転換**・・・既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り換える場合

### ○補助金を受けるための主な要件

1. 申請者（個人）が孺恋村に住民登録しており、継続して生活および居住するための専用住宅に設置する浄化槽であること
2. 過去に村事業や補助金を受けて設置した浄化槽の更新（人槽変更や故障等）設置ではないこと
3. 合併処理浄化槽の更新工事ではないこと
4. 申請・立会等の前に浄化槽工事に着手していないこと
5. 設置予定場所が補助対象地域であること
6. 事業が申請年度内に完了し、指定期日までに完成検査を終了できること
7. 浄化槽の継続使用にあたり、法定検査の受検等、適正な維持管理が実施できること
8. 公共事業による補償を受けて新たに設置する浄化槽ではないこと
9. し尿と生活雑排水の両方を処理するものであること
10. 村税、水道料金等の滞納が無いこと
11. 宿泊施設関係、医療施設関係、寄宿舎、別荘（継続して居住しない住宅）、建売住宅販売および展示目的の専用住宅、賃貸住宅等に設置するものではないこと、など

### ○提出書類

(1) 工事前（補助金申請の受付は、当該年度4月から10月の最終開庁日まで）

- ・補助金交付申請書
- ・審査期間経過後の浄化槽設置届書の写しまたは建築確認済証の写し
- ・設置場所の案内図、建物平面図・配置図
- ・登録浄化槽管理表（C表）
- ・工事を行う浄化槽設備士の免状の写し
- ・単独処理浄化槽およびくみ取槽の既設状況が確認できる写真（転換の場合）
- ・見積書
- ・委任状（業者が代行する場合）

- ・住所移転誓約書（転居・転入の場合）
- ・共有名義承諾書（住宅が共有名義の場合）
- ・個人情報確認同意書
- ・その他必要と認める書類

(2) 申請内容に変更が生じたとき

- ・変更承認申請書（変更時すみやかに提出）

※完成期日に完成しない場合は、期日前に変更承認申請が必要。

(3) 完成時

- ・実績報告書
- ・浄化槽保守点検および清掃業者との業務委託契約書の写し
- ・浄化槽法第7条検査および第11条検査依頼書の写し
- ・工事写真
- ・浄化槽使用廃止届出書の写し（単独浄化槽から転換の場合）、
- ・宅内配管工事の出来高図面
- ・請求書および領収証の写し
- ・その他必要と認める書類

（完成時に提出する書類は「工事が終了した日から30日以内」または「当該年度の3月1日以前の開庁日まで」のいずれか早い日に提出）

(4) 補助金の請求

- ・補助金交付請求書
- ・補助金の振り込み先金融機関名及び口座番号等がわかる書類

#### **転換加算の補助金**

上記補助金に加え、「転換設置工事」の申請を行う方は、下記の転換加算補助金を申請することができます。（既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を適切に処理すること等が必要になります）

転換加算の補助金を申請する場合、申請時および完成時に必要な書類が追加となりますのでご注意ください。詳しくは申請様式等をご確認下さい。

##### ①宅内配管補助金

###### ●補助金額

宅内配管工事に係る費用。上限300,000円（補助金額千円未満の端数は切り捨て。）

※家屋の外の浄化槽までの流入管および浄化槽から浸透枡が補助対象となります。

（外部配管・点検ます・検査ます・浸透枡の工事費が対象）

#### [注意事項]

①補助金は、予算の範囲内で交付いたします。受付期間内であっても、予算が終了または申込件数が10件に達した時点で申請受付は終了となりますのでご注意ください。

②必ず工事着手前に申請してください。申請後に着工前立会を行います。未申請で着手しますと補助金は交付されません。

③申請は個人でも可能ですが、専門的な書類や図面等の添付が必要となりますので、浄化槽工事の資格を有した工事店に相談することをおすすめします。なお、嬭恋村ホームページより「交付要綱」、「各種様式」がダウンロードできますのでご利用下さい。

また、詳細については下記まで問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

嬭恋村役場 上下水道課 下水道係

〒377-1692 嬭恋村大字大前110番地

電話：0279-96-1255（直通） FAX：0279-96-0516